

生駒市条例第23号

生駒市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月28日

生駒市長 山下 真

生駒市下水道条例の一部を改正する条例

生駒市下水道条例（昭和59年4月生駒市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第34条第1項第3号中「及び郵政事業」を削る。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。